

(写)

長門市告示第 142 号

令和 5 年 12 月長門市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 5 年 12 月 1 日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和 5 年 12 月 11 日 午前 9 時 30 分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

議案

第 1 号 令和 5 年度長門市一般会計補正予算（第 9 号）

第 2 号 令和 5 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

第 3 号 令和 5 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）

第 4 号 令和 5 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

第 5 号 令和 5 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 6 号 令和 5 年度長門市水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 7 号 令和 5 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 8 号 長門市犯罪被害者等支援条例

第 9 号 長門市教育委員会の職務権限の特例に関する条例

第 10 号 長門市部課設置条例の一部を改正する条例

第 11 号 長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第 12 号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

第 13 号 長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第 14 号 長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第 15 号 長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 16 号 長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 17 号 長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 18 号 長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 19 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 第 20 号 長門市火災予防条例の一部を改正する条例
- 第 21 号 長門市地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 第 22 号 長門市児童デイ・ケアセンターの指定管理者の指定について
- 第 23 号 長門市俵山幼稚園の指定管理者の指定について
- 第 24 号 長門市水産多目的集会所の指定管理者の指定について
- 第 25 号 木育推進拠点施設 長門おもちゃ美術館の指定管理者の指定について
- 第 26 号 青海島高山オートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 第 27 号 伊上海浜公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 第 28 号 公設自動車置場の指定管理者の指定について
- 第 29 号 長門市俵山公民館の指定管理者の指定について
- 第 30 号 下関市・美祢市消防通信指令事務協議会への加入について

令和 5 年 12 月

長門市議会定例会

議 案

目 次

議案

- 第 1 号 令和 5 年度長門市一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 2 号 令和 5 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 号 令和 5 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 号 令和 5 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 5 号 令和 5 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 号 令和 5 年度長門市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 号 令和 5 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 号 長門市犯罪被害者等支援条例
- 第 9 号 長門市教育委員会の職務権限の特例に関する条例
- 第 10 号 長門市部課設置条例の一部を改正する条例
- 第 11 号 長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 13 号 長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 14 号 長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 15 号 長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 16 号 長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 17 号 長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 18 号 長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 19 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 20 号 長門市火災予防条例の一部を改正する条例
- 第 21 号 長門市地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 第 22 号 長門市児童デイ・ケアセンターの指定管理者の指定について
- 第 23 号 長門市俵山幼稚園の指定管理者の指定について
- 第 24 号 長門市水産多目的集会所の指定管理者の指定について

- 第 25 号 木育推進拠点施設 長門おもちゃ美術館の指定管理者の指定について
- 第 26 号 青海島高山オートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 第 27 号 伊上海浜公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 第 28 号 公設自動車置場の指定管理者の指定について
- 第 29 号 長門市俵山公民館の指定管理者の指定について
- 第 30 号 下関市・美祢市消防通信指令事務協議会への加入について

議案第 8 号

長門市犯罪被害者等支援条例

令和 5 年 12 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等、事業者及び学校等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に対する配慮に欠ける言動、誹謗中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (4) 市民等 本市に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (5) 事業者 本市において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 学校等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設をいう。
- (7) 関係機関等 国、県、警察その他の関係機関、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体及び民間の団体その他の関係するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられ、その尊

厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを旨として、推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪等による直接的な被害又は二次的被害の状況及びその原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるように行わなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、市、市民等、事業者、学校等及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、市民等、事業者、学校等及び関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援についての理解を深め、二次的被害が生じないように十分配慮するよう努めるものとする。

- 2 市民等は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援についての理解を深め、犯罪被害者等の労働環境の整備その他の必要な措置を講ずるとともに、その事業活動を行うに当たって、二次的被害が生じないように十分配慮するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(学校等の責務)

第7条 学校等は、犯罪被害者等である児童（児童福祉法第4条第1項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）の置かれている状況を踏まえ、家庭及び関係機関等と連携し、及び協力して、児童の発達段階に応じた適切な支援を行う

とともに、他の児童の受ける影響についても十分配慮するよう努めるものとする。

- 2 学校等は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題に係る相談対応、必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第9条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成措置等必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第10条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復し、日常生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等の状況に応じた適切な福祉サービス等が提供されるよう必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第11条 市は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第12条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅（長門市営住宅条例（平成17年条例第144号）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第13条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次的被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるための啓発活動等必要な施策を講ずるものとする。

(市民等の理解の増進)

第14条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次的被害を防止することの重要性について市民等の理解を深めるよう、広報、啓発活動等必要な施策を講ずるものとする。

（教育活動の推進）

第15条 市は、学校、家庭及び地域社会と連携して、生命、心身及び人権を尊重するための教育活動を推進するものとする。

（人材の育成）

第16条 市は、犯罪被害者等の支援が適切に行われるよう、犯罪被害者等の支援に係る人材の育成及び資質の向上を図るため、研修等必要な施策を講ずるものとする。

（民間の団体に対する支援）

第17条 市は、犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供及び活動場所の提供等必要な支援を行うものとする。

（支援を行わないことができる場合）

第18条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 9 号

長門市教育委員会の職務権限の特例に関する条例

令和 5 年 12 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市教育委員会の職務権限の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、長門市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の職務権限に属する事務の一部を市長が管理し、及び執行することについて必要な事項を定めるものとする。

(市長が管理し、及び執行する事務)

第 2 条 市長は、教育委員会の職務権限に属する事務のうち次に掲げる事務を管理し、及び執行するものとする。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。)
- (2) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。)
- (3) 文化財の保護に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、教育委員会の職務権限によりなされた処分、手続その他の行為のうち、この条例の規定により市長が管理し、及び執行するものとした事務に係るものは、市長によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に教育委員会に対してされている許可等の申請その他の行為で、この条例の規定により市長が管理し、及び執行するものとした事務に係るものは、この条例の施行後は、市長に対してされた許可等の申請その他の行為とみなす。

(長門市文化会館条例の一部改正)

- 4 長門市文化会館条例（平成 17 年長門市条例第 172 号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「長門市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条第2項及び第3項、第9条、第10条並びに第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（長門市スポーツ施設条例の一部改正）

- 5 長門市スポーツ施設条例（平成17年長門市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第3条中「長門市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条から第6条まで、第8条、第9条第1項及び第2項並びに第12条中「委員会」を「市長」に改める。

第13条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（長門市地域づくりセンター条例の廃止）

- 6 長門市地域づくりセンター条例（平成17年長門市条例第185号）は、廃止する。

（長門市B&G海洋センター条例の一部改正）

- 7 長門市B&G海洋センター条例（平成17年長門市条例第186号）の一部を次のように改正する。

第4条中「長門市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条、第6条及び第8条中「委員会」を「市長」に改める。

第9条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（長門市文化財保護条例の一部改正）

- 8 長門市文化財保護条例（平成17年長門市条例第187号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「長門市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第1項から第3項まで、第5条第1項及び第4項、第6条第1項、第4項及び第5項並びに第7条から第11条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 12 条中「教育委員会規則及び教育委員会」を「規則及び市長」に改める。

第 13 条第 2 項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「市長に」に改め、同条第 3 項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会へ」を「市長へ」に改める。

第 14 条各号列記以外の部分及び第 3 号、第 15 条第 1 項及び第 3 項並びに第 19 条第 2 項及び第 3 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 20 条第 1 号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 22 条第 1 項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 2 項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 23 条第 1 項及び第 2 項並びに第 24 条第 1 項及び第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 25 条中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「市長に」に改める。

第 26 条第 1 項、第 27 条から第 29 条まで、第 32 条の見出し及び同条第 1 項、第 33 条第 1 項及び第 2 項、第 34 条、第 35 条第 1 項及び第 2 項、第 38 条、第 39 条並びに第 41 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 44 条中「長門市教育委員会事務局」を「スポーツ文化交流課」に改める。

第 46 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 47 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 49 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(長門市天然記念物ハマオモト群落保護管理条例の一部改正)

- 9 長門市天然記念物ハマオモト群落保護管理条例（平成 17 年長門市条例第 188 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 40 年山口県教育委員会規則第 17 号」を「令和 4 年山口県規則第 11 号」に改める。

第 4 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(長門市総合文化財センター条例の一部改正)

- 10 長門市総合文化財センター条例（令和 4 年長門市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「長門市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 8 条及び第 9 条第 1 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 11 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（長門市使用料徴収条例の一部改正）

1 1 長門市使用料徴収条例（平成 17 年長門市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 種別の欄中「社会教育文化施設使用料」を「文化施設使用料」に、「社会体育施設使用料」を「スポーツ施設使用料」に改め、同表中「

名称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要
日置地域 づくりセ ンター	多目的ホー ル（半 面）	1 時間につ き	400	8 時 30 分から 22 時まで
	多目的ホー ル（全 面）	1 時間につ き	800	
	控室	1 時間につ き	300	
	備考			
1 営利を目的とするときの使用料は、定額の 4 倍の額とする。				
2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の 5 割増とする。				
3 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1 時間として計算する。				

を削る。

議案第 10 号

長門市部課設置条例の一部を改正する条例

令和 5 年 12 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市部課設置条例の一部を改正する条例

長門市部課設置条例（平成 17 年長門市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 （部及び課の設置） 第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び課を置く。 (1)～(3) (略) (4) <u>経済産業部</u> ア～ウ (略) (削る) (5) <u>観光スポーツ文化部</u> ア <u>観光政策課</u> イ <u>スポーツ文化交流課</u> (6) (略) (事務分掌) 第 2 条 部及び課の事務分掌は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>経済産業部</u> ア～ウ (略) (削る) (5) <u>観光スポーツ文化部</u>	本則 （部及び課の設置） 第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び課を置く。 (1)～(3) (略) (4) <u>経済観光部</u> ア～ウ (略) エ <u>観光政策課</u> (新設) (5) (略) (事務分掌) 第 2 条 部及び課の事務分掌は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>経済観光部</u> ア～ウ (略) エ <u>観光政策課</u> (ア) <u>観光振興に関すること。</u> (イ) <u>観光施設に関すること。</u> (ウ) <u>温泉に関すること。</u> (エ) <u>観光・スポーツ交流に関すること。</u> (オ) <u>文化・国際交流に関すること。</u> (新設)

議案第 11 号

長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

令和 5 年 12 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年長門市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

改正後			現行		
別表第 2(第 4 条関係)			別表第 2(第 4 条関係)		
機 関	事 務	特定個人情報	機 関	事 務	特定個人情報
1 市 長	乳幼児 及び子 どもに 対する 医療費 の助成 に関する事務 であつて規則 で定めるもの	(略)	1 市 長	乳幼児 及び子 どもに 対する 医療費 の助成 に関する事務 であつて規則 で定めるもの	(略)
		医療保険各法(健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号)、 船員保険法(昭和 14 年法律 第 73 号)、私立学校教職員 共済法(昭和 28 年法律第 2 45 号)、国家公務員共済組 合法(昭和 33 年法律第 128 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)又は地 方公務員等共済組合法(昭 和 37 年法律第 152 号)を いう。)又は高齢者の医療 の確保に関する法律(昭和 5 7 年法律第 80 号)による医 療に関する給付の支給又は 保険料の徴収に関する情報 (以下「医療保険給付関係 情報」という。)であつて 規則で定めるもの			国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は高齢 者の医療の確保に関する法 律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給 付の支給又は保険料の徴収 に関する情報（以下「医療 保険給付関係情報」とい う。）であつて規則で定め るもの
		(略)			(略)
		(略)			(略)
		(略)			(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 12 号

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

令和 5 年 12 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(長門市ケーブルテレビ放送センター条例の一部改正)

第 1 条 長門市ケーブルテレビ放送センター条例（平成 17 年長門市条例第 14 号）
の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 (督促) 第 23 条 (略) 2 (略) (削る) (削る)	本則 (督促) 第 23 条 (略) 2 (略) <u>3 前 2 項の規定により督促をしたときは、郵送料、印刷代その他の実費相当額を徴収する。</u> <u>4 前項の実費は、督促状 1 通につき 100 円とする。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市ケーブルテレビ放送施設の通信線路と同一の線路を使用するインターネット接続サービスの管理及び利用に関する条例の一部改正)

第 2 条 長門市ケーブルテレビ放送施設の通信線路と同一の線路を使用するインターネット接続サービスの管理及び利用に関する条例（平成 17 年長門市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 (督促) 第 16 条 (略) 2 (略) (削る) (削る)	本則 (督促) 第 16 条 (略) 2 (略) <u>3 前 2 項の規定により督促をしたときは、郵送料、印刷代その他の実費相当額を徴収する。</u> <u>4 前項の実費は、督促状 1 通につき 100 円とする。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市税条例の一部改正)

第3条 長門市税条例（平成17年長門市条例第59号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 第1章 総則 第1節 通則 (用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 徴収金 市税並びにその_____延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3)・(4) (略) 第2節 賦課徴収 第21条及び第22条 削除	本則 第1章 総則 第1節 通則 (用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 徴収金 市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3)・(4) (略) 第2節 賦課徴収 (督促手数料) 第21条 徴税吏員は、督促状を發した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。 第22条 削除

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市督促及び滞納処分条例の一部改正)

第4条 長門市督促及び滞納処分条例（平成17年長門市条例第65号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 (_____延滞金) 第3条 (削る) — (略)	本則 (督促手数料及び延滞金) 第3条 督促手数料の額は、督促状1通につき100円とする。 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市国民健康保険条例の一部改正)

第5条 長門市国民健康保険条例（平成17年長門市条例第94号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 第6章 保険料 <u>第24条 削除</u>	本則 第6章 保険料 <u>(保険料の督促手数料)</u> <u>第24条 保険料の督促手数料は、督促状1通について100円とする。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市介護保険条例の一部改正)

第6条 長門市介護保険条例（平成17年長門市条例第96号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 <u>第8条 削除</u>	本則 <u>(保険料の督促手数料)</u> <u>第8条 保険料の督促手数料は、督促状1通について100円とする。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市営住宅条例の一部改正)

第7条 長門市営住宅条例（平成17年長門市条例第144号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 第3章 市営住宅の管理 (督促) 第18条 (略) 2 (略) (削る) (削る)	本則 第3章 市営住宅の管理 (督促) 第18条 (略) 2 (略) <u>3 前2項の規定により督促をしたときは、郵送料、印刷代その他の実費相当額を徴収する。</u> <u>4 前項の実費は、督促状1通につき100円とする。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市下水道条例の一部改正)

第8条 長門市下水道条例（平成17年長門市条例第151号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 第6章 雑則 (<u> </u> 延滞金) 第37条 (削る) — (略) <u>2</u> (略) (<u> </u> 延滞金の減免) 第38条 市長は、やむを得ない理由 があると認めるときは、 <u> </u> <u> </u> 延滞金を減額し、又は免除する ことができる。	本則 第6章 雑則 (<u>督促手数料及び延滞金</u>) 第37条 <u>督促手数料の額は、督促状</u> <u>1通につき100円とする。</u> <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) (<u>督促手数料及び延滞金の減免</u>) 第38条 市長は、やむを得ない理由 があると認めるときは、 <u>督促手数料</u> <u>及び延滞金を減額し、又は免除する</u> ことができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部改正)

第9条 長門市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例（平成17年長門市条例第152号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 (<u> </u> 延滞金) 第10条 (削る) — (略) <u>2</u> (略) (<u> </u> 延滞金の減免) 第11条 市長は、やむを得ない理由 があると認めるときは、 <u> </u> <u> </u> 延滞金を減額し、又は免除する ことができる。	本則 (<u>督促手数料及び延滞金</u>) 第10条 <u>督促手数料の額は、督促状</u> <u>1通につき100円とする。</u> <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) (<u>督促手数料及び延滞金の減免</u>) 第11条 市長は、やむを得ない理由 があると認めるときは、 <u>督促手数料</u> <u>及び延滞金を減額し、又は免除する</u> ことができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第10条 長門市農業集落排水処理施設条例（平成17年長門市条例第153号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
-----	----

本則 (<u> </u>延滞金) 第 21 条 (削る) — (略) <u>2</u> (略) (<u> </u>延滞金の減免) 第 22 条 市長は、やむを得ない理由 があると認めるときは、<u> </u> <u> </u>延滞金を減額し、又は免除する ことができる。	本則 (督促手数料及び延滞金) 第 21 条 <u>督促手数料の額は、督促状 1 通につき 1 0 0 円とする。</u> <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) (<u>督促手数料及び延滞金の減免</u>) 第 22 条 市長は、やむを得ない理由 があると認めるときは、<u>督促手数料 及び延滞金を減額し、又は免除する</u> ことができる。
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市漁業集落排水処理施設条例の一部改正)

第 1 1 条 長門市漁業集落排水処理施設条例（平成 17 年長門市条例第 154 号）の
一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 (<u> </u>延滞金) 第 22 条 (削る) — (略) <u>2</u> (略) (<u> </u>延滞金の減免) 第 23 条 市長は、やむを得ない理由 があると認めるときは、<u> </u> <u> </u>延滞金を減額し、又は免除する ことができる。	本則 (<u>督促手数料及び延滞金</u>) 第 22 条 <u>督促手数料の額は、督促状 1 通につき 1 0 0 円とする。</u> <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) (<u>督促手数料及び延滞金の減免</u>) 第 23 条 市長は、やむを得ない理由 があると認めるときは、<u>督促手数料 及び延滞金を減額し、又は免除する</u> ことができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部改正)

第 1 2 条 長門市漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例（平成 17 年長門市条例
第 155 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 (<u> </u>延滞金) 第 10 条 (削る) — (略)	本則 (<u>督促手数料及び延滞金</u>) 第 10 条 <u>督促手数料の額は、督促状 1 通につき 1 0 0 円とする。</u> <u>2</u> (略)

<u>2</u> (略) (<u> </u>延滞金の減免) 第 11 条 市長は、やむを得ない理由 があると認めるときは、<u> </u> <u> </u>延滞金を減額し、又は免除する ことができる。	<u>3</u> (略) (<u>督促手数料及び延滞金の減免</u>) 第 11 条 市長は、やむを得ない理由 があると認めるときは、<u>督促手数料 及び延滞金を減額し、又は免除する ことができる。</u>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部改正)

第 13 条 長門市下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例（平成 17 年長門市条例第 157 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 (<u> </u>延滞金) 第 14 条 (削る) — (略) <u>2</u> (略) (<u> </u>延滞金の減免) 第 15 条 市長は、やむを得ない理由 があると認めるときは、<u> </u> <u> </u>延滞金を減額し、又は免除する ことができる。	本則 (<u>督促手数料及び延滞金</u>) 第 14 条 <u>督促手数料の額は、督促状 1 通につき 100 円とする。</u> <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) (<u>督促手数料及び延滞金の減免</u>) 第 15 条 市長は、やむを得ない理由 があると認めるときは、<u>督促手数料 及び延滞金を減額し、又は免除する ことができる。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市水道給水条例の一部改正)

第 14 条 長門市水道給水条例（平成 17 年長門市条例第 191 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 第 4 章 料金及び手数料 (料金の額) 第 27 条 (略) 2～5 (略) (削る)	本則 第 4 章 料金及び手数料 (料金の額) 第 27 条 (略) 2～5 (略) <u>6 市長は、第 4 項の規定による督促 状を発した場合においては、当該督 促状 1 通について 100 円の手数料を 徴収することができる。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市営湯本温泉条例の一部改正)

第 15 条 長門市営湯本温泉条例（平成 17 年長門市条例第 193 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 （督促） 第 5 条 （略） 2 （略） （削る） （削る）	本則 （督促） 第 5 条 （略） 2 （略） <u>3 前 2 項の規定により督促したときは、郵送料、印刷代その他の実費相当額を徴収する。</u> <u>4 前項の実費は、督促状 1 通につき 100 円とする。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（長門市営湯免・黄波戸温泉配湯条例の一部改正）

第 16 条 長門市営湯免・黄波戸温泉配湯条例（平成 17 年長門市条例第 194 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 （督促） 第 5 条 （略） 2 （略） （削る） （削る）	本則 （督促） 第 5 条 （略） 2 （略） <u>3 前 2 項の規定により督促したときは、郵送料、印刷代その他の実費相当額を徴収する。</u> <u>4 前項の実費は、督促状 1 通につき 100 円とする。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（長門市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第 17 条 長門市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年長門市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 <u>第 5 条 削除</u>	本則 <u>（保険料の督促手数料）</u> <u>第 5 条 保険料の督促手数料は、督促状 1 通について、100 円とする。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 附則第 4 項に定めるものを除き、令和 5 年度以前の歳入に係る督促手数料については、なお従前の例による。
- 3 令和 5 年度以前の歳入に係る実費相当額（この条例による改正前の長門市ケーブルテレビ放送センター条例第 23 条第 3 項、長門市ケーブルテレビ放送施設の通信線路と同一の線路を使用するインターネット接続サービスの管理及び利用に関する条例第 16 条第 3 項、長門市営住宅条例第 18 条第 3 項、長門市営湯本温泉条例第 5 条第 3 項及び長門市営湯免・黄波戸温泉配湯条例第 5 条第 3 項に規定する郵送料、印刷代その他の実費相当額をいう。）については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正後の長門市下水道条例、長門市農業集落排水処理施設条例、長門市漁業集落排水処理施設条例及び長門市水道給水条例の各規定は、令和 6 年 4 月期以後の分の使用料に係る督促について適用し、令和 6 年 3 月期までの分の使用料に係る督促については、なお従前の例による。

議案第 13 号

長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

令和 5 年 12 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 30 年長門市条例第 4 号）

の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 （長門市一般職の職員の給与に関する 条例の適用除外等） 第 8 条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例 第 2 条、第 19 条及び第 20 条第 2 項 の規定の適用については、給与条例 第 2 条中「及び勤勉手当」とあるの は「、勤勉手当及び長門市一般職の 任期付職員の採用等に関する条例 （平成 30 年長門市条例第 4 号）第 7 条第 4 項の規定による特定任期付 職員業績手当」と、給与条例第 19 条中「前条に規定する職にある職 員」とあるのは「長門市一般職の任 期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて 採用された職員」と、給与条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とある のは「<u>100 分の 170</u>」とする。 3 （略）	本則 （長門市一般職の職員の給与に関する 条例の適用除外等） 第 8 条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例 第 2 条、第 19 条及び第 20 条第 2 項 の規定の適用については、給与条例 第 2 条中「及び勤勉手当」とあるの は「、勤勉手当及び長門市一般職の 任期付職員の採用等に関する条例 （平成 30 年長門市条例第 4 号）第 7 条第 4 項の規定による特定任期付 職員業績手当」と、給与条例第 19 条中「前条に規定する職にある職 員」とあるのは「長門市一般職の任 期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて 採用された職員」と、給与条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とある のは「<u>100 分の 167.5</u>」とする。 3 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 14 号

長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

令和 5 年 12 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 17 年長門市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 （期末手当） 第 4 条 議員の期末手当は、給与条例の適用を受ける職員（給与条例第 20 条第 5 項、第 20 条の 2 及び第 20 条の 3 の規定の適用を受ける職員を除く。）の例により、支給する。ただし、同条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは、「<u>100 分の 170</u>」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料_____及び扶養手当の月額並びにこれらに対する<u>地域手当の月額</u>の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に 100 分の 20 を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとする。	本則 （期末手当） 第 4 条 議員の期末手当は、給与条例の適用を受ける職員（給与条例第 20 条第 5 項、第 20 条の 2 及び第 20 条の 3 の規定の適用を受ける職員を除く。）の例により、支給する。ただし、同条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは、「<u>100 分の 167.5</u>」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料<u>（育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を算出率で除して得た額）</u>及び扶養手当の月額並びにこれらに対する<u>地域手当</u>の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に 100 分の 20 を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 15 号

長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 5 年 12 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

長門市長等の給与に関する条例（平成 17 年長門市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 第 7 条 市長等の期末手当の支給については、長門市一般職の職員の給与に関する条例(平成 17 年長門市条例第 50 号)の例により支給する。ただし、同条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは、「<u>100 分の 170</u>」と読み替え、同条第 4 項の期末手当基礎額は、次の各号に規定する額の合計額とする。 (1)・(2) (略)	本則 第 7 条 市長等の期末手当の支給については、長門市一般職の職員の給与に関する条例(平成 17 年長門市条例第 50 号)の例により支給する。ただし、同条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは、「<u>100 分の 167.5</u>」と読み替え、同条第 4 項の期末手当基礎額は、次の各号に規定する額の合計額とする。 (1)・(2) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の長門市長等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
(期末手当の内払)
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の長門市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 16 号

長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 5 年 12 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長門市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年長門市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「100 分の 120」を「100 分の 122.5」に改め、第 21 条第 2 項第 1 号中「100 分の 100」を「100 分の 102.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

職員の区分	職務の級 ／ 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800

21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300

59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				

	97		296,800	344,700				
	98		297,100	345,100				
	99		297,500	345,500				
	100		297,900	345,800				
	101		298,100	346,100				
	102		298,400	346,500				
	103		298,800	346,900				
	104		299,100	347,300				
	105		299,300	347,800				
	106		299,600	348,200				
	107		300,000	348,600				
	108		300,300	349,000				
	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再任用短時間勤務職員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の長門市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の長門市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 17 号

長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

令和 5 年 12 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年長門市条例第 7 号）
の一部を次のように改正する。

改正後	現行
目次 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条) 第 2 章 フルタイム会計年度任用職員(第 3 条－第 14 条) 第 3 章 パートタイム会計年度任用職員(第 15 条－第 27 条) 第 4 章 補則(第 28 条－第 31 条) 附則 附 則 1・2 (略) <u>3 令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 3 条の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の給料月額は、長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和 5 年長門市条例第●号)の規定による改正前の給与条例第 4 条に規定する給料表の規定の例による。</u>	目次 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条) 第 2 章 フルタイム会計年度任用職員(第 3 条－第 14 条) 第 3 章 パートタイム会計年度任用職員(第 15 条－第 27 条) 第 4 章 補則(第 28 条－第 31 条) 附則 附 則 1・2 (略) (新設)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 18 号

長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

令和 5 年 12 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例

長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例（平成 26 年長門市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 第 2 章 特定教育・保育施設の 運営に関する基準 第 2 節 運営に関する基準 (特定教育・保育の取扱方針) 第 15 条 特定教育・保育施設は、次 の各号に掲げる施設の区分に応じ て、それぞれ当該各号に定めるもの に基づき、小学校就学前子どもの心 身の状況等に応じて、特定教育・保 育の提供を適切に行わなければなら ない。 (1) (略) (2) 認定こども園（認定こども園法 第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を 受けた施設及び同条第 10 項の規 定による公示がされたものに限 る。）次号及び第 4 号に掲げる 事項 (3)・(4) (略) 2 (略) 第 3 節 特例施設型給付費に 関する基準 (特別利用教育の基準) 第 36 条 (略) 2 (略) 3 特定教育・保育施設が、第 1 項の 規定により特別利用教育を提供する	本則 第 2 章 特定教育・保育施設の 運営に関する基準 第 2 節 運営に関する基準 (特定教育・保育の取扱方針) 第 15 条 特定教育・保育施設は、次 の各号に掲げる施設の区分に応じ て、それぞれ当該各号に定めるもの に基づき、小学校就学前子どもの心 身の状況等に応じて、特定教育・保 育の提供を適切に行わなければなら ない。 (1) (略) (2) 認定こども園（認定こども園法 第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を 受けた施設及び同条第 11 項の規 定による公示がされたものに限 る。）次号及び第 4 号に掲げる 事項 (3)・(4) (略) 2 (略) 第 3 節 特例施設型給付費に 関する基準 (特別利用教育の基準) 第 36 条 (略) 2 (略) 3 特定教育・保育施設が、第 1 項の 規定により特別利用教育を提供する

場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中 _____

_____「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 19 号

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 5 年 12 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長門市国民健康保険条例（平成 17 年長門市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
目次 第 1 章 市が行う国民健康保険の事務(第 1 条) 第 2 章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会(第 2 条・第 3 条) 第 3 章 被保険者(第 4 条・第 5 条) 第 4 章 保険給付(第 6 条―第 10 条) 第 5 章 保健事業(第 11 条―第 13 条) 第 6 章 保険料(第 14 条― <u>第 27 条の 4</u>) 第 7 章 削除 第 7 章の 2 補則(第 28 条の 2) 第 8 章 罰則(第 29 条―第 32 条) 附則 本則 第 6 章 保険料 (一般被保険者に係る基礎賦課総額) 第 14 条の 3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第 22 条、 <u>第 22 条の 3 及び第 22 条の 4</u> の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額	目次 第 1 章 市が行う国民健康保険の事務(第 1 条) 第 2 章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会(第 2 条・第 3 条) 第 3 章 被保険者(第 4 条・第 5 条) 第 4 章 保険給付(第 6 条―第 10 条) 第 5 章 保健事業(第 11 条―第 13 条) 第 6 章 保険料(第 14 条― <u>第 27 条の 3</u>) 第 7 章 削除 第 7 章の 2 補則(第 28 条の 2) 第 8 章 罰則(第 29 条―第 32 条) 附則 本則 第 6 章 保険料 (一般被保険者に係る基礎賦課総額) 第 14 条の 3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第 22 条 <u>及び第 22 条の 3</u> の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から

の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 27 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア～ウ (略)

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

(3) (略)

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第 16 条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項又は第 11 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若

第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 27 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア～ウ (略)

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

(3) (略)

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第 16 条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若

しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項（同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 22 条第 1 項第 1 号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項（同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。第 22 条において「租税条約等実施特例法」とい

しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項（同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 22 条第 1 項第 1 号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項（同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。第 22 条において「租税条約等実施特例法」とい

う。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第18条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第18条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第22条、第22条の3及び第22条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第27条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

う。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第18条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第18条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第22条及び第22条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第27条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)

(介護納付金賦課総額)

第 18 条の 7 保険料の賦課額のうち
介護納付金賦課額(第 22 条及び第 22
条の 4 の規定により介護納付金賦課
額を減額するものとした場合にあって
は、その減額することになる額を
含む。)の総額(以下「介護納付金賦
課総額」という。)は、第 1 号に掲げ
る額の見込額から第 2 号に掲げる額
の見込額を控除した額を基準として
算定した額とする。ただし、第 27
条第 1 項の規定による保険料の減免
を行う場合においては、第 1 号に掲
げる額の見込額から第 2 号に掲げる
額の見込額を控除した額に第 3 号に
掲げる額の見込額を合算した額を基
準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額
の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要
する費用（国民健康保険事業費
納付金の納付に要する費用に限
る。）のための収入（法附則第
9 条第 1 項の規定により読み替
えられた法第 72 条の 3 第 1 項
及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項の
規定による繰入金を除く。）の
額

(3) (略)

(賦課期日後において納付義務の発
生、消滅又は被保険者数の異動等が
あった場合)

第 21 条 保険料の賦課期日後に納付
義務が発生し、又は 1 世帯に属する
被保険者数が増加若しくは減少し、
若しくは 1 世帯に属する被保険者が
介護納付金賦課被保険者となった若
しくは介護納付金賦課被保険者でな
くなった、若しくは国民健康保険法
施行令第 29 条の 7 の 2 第 2 項に規
定する特例対象被保険者等（以下
「特例対象被保険者等」という。）
となった若しくは特例対象被保険者

(3) (略)

(介護納付金賦課総額)

第 18 条の 7 保険料の賦課額のうち
介護納付金賦課額(第 22 条
の規定により介護納付金賦課
額を減額するものとした場合にあって
は、その減額することになる額を
含む。)の総額(以下「介護納付金賦
課総額」という。)は、第 1 号に掲げ
る額の見込額から第 2 号に掲げる額
の見込額を控除した額を基準として
算定した額とする。ただし、第 27
条第 1 項の規定による保険料の減免
を行う場合においては、第 1 号に掲
げる額の見込額から第 2 号に掲げる
額の見込額を控除した額に第 3 号に
掲げる額の見込額を合算した額を基
準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額
の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要
する費用（国民健康保険事業費
納付金の納付に要する費用に限
る。）のための収入（法附則第
9 条第 1 項の規定により読み替
えられた法第 72 条の 3 第 1 項
の
規定による繰入金を除く。）の
額

(3) (略)

(賦課期日後において納付義務の発
生、消滅又は被保険者数の異動等が
あった場合)

第 21 条 保険料の賦課期日後に納付
義務が発生し、又は 1 世帯に属する
被保険者数が増加若しくは減少し、
又は 1 世帯に属する被保険者が介護
納付金賦課被保険者となった若しく
は介護納付金賦課被保険者でなくな
った、若しくは国民健康保険法施行
令第 29 条の 7 の 2 第 2 項に規定す
る特例対象被保険者等（以下「特例
対象被保険者等」という。）となっ
た

等でなくなった場合における当該納付義務者に係る第15条、第18条の2、第18条の6の3若しくは第18条の6の7の額(被保険者数が増加又は減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))

_____における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第18条の8の額又は第22条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第22条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第18条若しくは第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第22条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第22条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第15条、第18条の2、第

_____場合における当該納付義務者に係る第15条、第18条の2、第18条の6の3若しくは第18条の6の7の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)又は第18条の8の額又は第22条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。))又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第15条、第18条の2、第

18条の6の3若しくは第18条の6の7の額若しくは第18条の8の額又は第22条第1項各号に定める額、第22条の3第1項に定める第18条若しくは第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第22条の3第4項第1号に定める額、第22条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の

18条の6の3若しくは第18条の6の7の額又は第18条の8の額又は第22条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の

金額)、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第 3 号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限

金額)、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第 3 号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限

る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(2)・(3) (略)

2～4 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第22条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者

(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第18条又は第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額

(第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とす

る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(2)・(3) (略)

2～4 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第22条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者

(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第18条又は第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額

(第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とす

る。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。))。

2・3 (略)

4 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第18条又は第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第22条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額

(2) (略)

5・6 (略)

(出産被保険者の保険料の減額)

第22条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする(第5項に掲げる場合を除く)。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第27条の4第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)

る。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。))。

2・3 (略)

4 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第18条又は第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第22条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額

(2) (略)

5・6 (略)

(新設)

の前月（多胎妊娠の場合には、3
月前）から出産予定月の翌々月ま
での期間（以下「産前産後期間」
という。）のうち当該年度に属す
る月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保
険者均等割の保険料率に 12 分の
1 を乗じて得た額に、当該出産被
保険者の産前産後期間のうち当該
年度に属する月数を乗じて得た額

2 第 18 条第 2 項の規定は、前項各号
に定めるところにより算定した額の
決定について準用する。この場合に
おいて、第 18 条第 2 項の規定中
「保険料率」とあるのは「額」と読
み替えるものとする。

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援
金等賦課額の減額について準用す
る。この場合において、第 1 項中
「基礎賦課額」とあるのは「後期高
齢者支援金等賦課額」と、「第 15
条又は第 18 条の 2」とあるのは
「第 18 条の 6 の 3 又は第 18 条の 6
の 7」と、「65 万円」とあるのは
「22 万円」と、第 2 項中「第 18
条」とあるのは「第 18 条の 6 の
6」と読み替えるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護
納付金賦課額の減額について準用す
る。この場合において、第 1 項中
「規定する出産被保険者をいう。以
下同じ。」とあるのは「規定する出
産被保険者（介護納付金賦課被保険
者であるものに限る。）をいう。以
下この項において同じ。」と、「基
礎賦課額」とあるのは「介護納付金
賦課額」と、「第 15 条又は第 18 条
の 2」とあるのは「第 18 条の 8」
と、「65 万円」とあるのは「17 万
円」と、第 2 項中「第 18 条」とあ
るのは「第 18 条の 11」と読み替
えるものとする。

5 当該年度において、第 22 条に規定
する基準に従い保険料を減額するも
のとした納付義務者の世帯に出産被
保険者がある場合における当該世帯
の納付義務者に対して課する保険料
の賦課額のうち基礎賦課額は、当該

減額後の第 15 条又は第 18 条の 2 の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第 22 条第 1 項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第 18 条第 2 項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第 18 条第 2 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

7 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条又は第 18 条の 2」とあるのは「第 18 条の 6 の 3 又は第 18 条の 6 の 7」と、「65 万円」とあるのは「22 万円」と、第 6 項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 6 の 6」と読み替えるものとする。

8 第 5 項及び第 6 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者であるものに限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 15 条又は第 18 条の 2」とあるのは「第 18 条の 8」と、「65

<u>万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。</u> <u>(出産被保険者に関する届出)</u> <u>第27条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u> <u>(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u> <u>(3) 出産の予定日</u> <u>(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u> <u>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</u> <u>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類</u> <u>(2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類</u> <u>(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u> <u>3 第1項の届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u> <u>4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u>	(新設)
---	-------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第 22 条の 4 の規定は、令和 5 年度分の国民健康保険の保険料のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の当該保険料について適用し、令和 5 年度分の当該保険料のうち令和 5 年 12 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分までの当該保険料については、なお従前の例による。

議案第 20 号

長門市火災予防条例の一部を改正する条例

令和 5 年 12 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市火災予防条例の一部を改正する条例

長門市火災予防条例（平成 17 年長門市条例第 197 号）を次のように改正する。

改正後	現行
本則 （変電設備） 第 11 条 屋内に設ける変電設備(全出力 20 キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(3) (略) (3)の 2 _____ 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。 (3)の 3～(10) (略) 2・3 (略) （急速充電設備） 第 11 条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。第 12 号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力 20 キロワット以下のもの及び全出力 200 キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>その筐体は雨水等</u>の浸入防止の措置を講ずること。 (5)～(18) (略)	本則 （変電設備） 第 11 条 屋内に設ける変電設備(全出力 20 キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(3) (略) (3)の 2 <u>キュービクル式のものにあ</u> <u>っては、</u>建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。 (3)の 3～(10) (略) 2・3 (略) （急速充電設備） 第 11 条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。第 12 号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力 20 キロワット以下のもの及び全出力 200 キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>雨水等</u>の浸入防止の措置を講ずること。 (5)～(18) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第 13 条 蓄電池設備(蓄電池容量が 10 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和 5 年消防庁告示第 7 号)第 2 に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。

2 (略)

3 第 1 項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りではない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第 10 条第 4 号、第 11 条第 1 項第 3 号の 2、第 5 号、第 6 号及び第 9 号並びに第 11 条の 2 第 1 項第 4 号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第 44 条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が 20 キロワット時以下のものを除く。)

(14)・(15) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第 13 条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が 4,800 アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台上にあっては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第 10 条第 4 号、第 11 条第 1 項第 3 号の 2、第 5 号、第 6 号及び第 9 号並びに第 2 項並びに本条第 1 項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第 44 条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備_____

(14)・(15) (略)

別表第 3(第 3 条、第 18 条関係)

種類				離隔距離(cm)					備考	
			入力	上方	側方	前方	後方			
(略)										
厨房設備	気体燃料	(略)							注： 機器本体 上方の側 方又は後 方の離隔 距離を示 す。	
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃焼するもの	炭火焼き器	=	100	50	50		50
		不燃	木炭を燃焼するもの	炭火焼き器	=	80	30	=		30
上記に分類されないもの				(略)						
(略)										

別表第 3(第 3 条、第 18 条関係)

種類		離隔距離(cm)					備考
		入力	上方	側方	前方	後方	
(略)							
厨房設備	気体燃料	(略)					注： 器 機 本 上 方 の 側 方 又 は 後 方 の 離 隔 距 離 を 示 す。
	(新設)						
	上記に分類 されないもの		(略)				
(略)							

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の長門市火災予防条例（以下「新条例」という。）第 13 条第 1 項に規定する蓄電池設備（附則第 4 項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第 11 項第 1 項第 3 号の 2（新条例第 8 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 11 条第 3 項、第 12 条第 2 項及び第 3 項並びに第 13 条第 2 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置工事がされている新条例第 13 条第 1 項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第 13 条第 1 項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第 13 条第 1 項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して 2 年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第 21 号

長門市地域福祉センターの指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	（所在地）長門市東深川 1321 番地 1 （名 称）長門市地域福祉センター
指 定 管 理 者	（所在地）長門市東深川 1321 番地 1 （名 称）社会福祉法人 長門市社会福祉協議会 （代表者）会長 藤野 忠次郎
指 定 の 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 22 号

長門市児童デイ・ケアセンターの指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	（所在地）長門市西深川 3767 番地 5 （名 称）長門市児童デイ・ケアセンター
指 定 管 理 者	（所在地）長門市三隅下 934 番地 （名 称）特定非営利活動法人きらり （代表者）理事長 村岡 章
指 定 の 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 23 号

俵山幼稚園の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	（所在地）長門市俵山 2334 番地 1 （名 称）俵山幼稚園
指 定 管 理 者	（所在地）長門市東深川 1321 番地 1 （名 称）社会福祉法人 長門市社会福祉協議会 （代表者）会長 藤野 忠次郎
指 定 の 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 24 号

長門市水産多目的集会所の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	（所在地）長門市仙崎 4286 番地 76 （名 称）長門市水産多目的集会所
指 定 管 理 者	（所在地）長門市仙崎 4295 番地 8 （名 称）山口県漁業協同組合 長門統括支店 （代表者）支店長 黒瀬 光春
指 定 の 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 25 号

木育推進拠点施設 長門おもちゃ美術館の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	（所在地）長門市仙崎 4297 番地 6 （名 称）木育推進拠点施設 長門おもちゃ美術館
指 定 管 理 者	（所在地）長門市仙崎 4297 番地 1 （名 称）特定非営利活動法人 人と木 （代表者）理事長 岩本 美枝
指 定 の 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 26 号

青海島高山オートキャンプ場の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市仙崎 10733 番地 7 (名 称) 青海島高山オートキャンプ場
指 定 管 理 者	(所在地) 長門市仙崎青海 10733 番地 7 (名 称) 青海島観光振興会 (代表者) 会長 秋本 茂
指 定 の 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 27 号

伊上海浜公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	（所在地）長門市油谷伊上 2403 番地 8 （名 称）伊上海浜公園オートキャンプ場
指 定 管 理 者	（所在地）長門市油谷向津具上 11044 番地 6 （名 称）株式会社ゆやマリンワークス （代表者）代表取締役 河野 仁
指 定 の 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 28 号

公設自動車置場の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市日置上 2094 番地 76 (名 称) 黄波戸第 1 自動車置場
	(所在地) 長門市日置上 2094 番地 7 (名 称) 黄波戸第 2 自動車置場
	(所在地) 長門市日置上 2320 番地 7 (名 称) 黄波戸第 3 自動車置場
	(所在地) 長門市日置上 2388 番地 4 (名 称) 黄波戸第 4 自動車置場
	(所在地) 長門市日置上 6552 番地 30 (名 称) 黄波戸第 5 自動車置場
指 定 管 理 者	(所在地) 長門市日置上 2655 番地 7 (名 称) 山口県漁業協同組合黄波戸支店 (代表者) 支店長 守山 淳
指 定 の 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 29 号

長門市俵山公民館の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	（所在地）長門市俵山 2302 番地 1 （名 称）長門市俵山公民館
指 定 管 理 者	（所在地）長門市俵山 2302 番地 1 （名 称）俵山地区発展促進協議会 （代表者）会長 藤野 忠次郎
指 定 の 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 30 号

下関市・美祢市消防通信指令事務協議会への加入について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行するため、令和 8 年 2 月 1 日から下記の規約により下関市・美祢市消防通信指令事務協議会に加入することに関し、関係地方公共団体と協議することについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 11 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

山口西部消防通信指令事務協議会規約

（協議会の目的）

第 1 条 この協議会は、下関市、美祢市及び長門市における消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化を図るため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

（協議会の名称）

第 2 条 協議会の名称は、山口西部消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

（協議会を設ける市）

第 3 条 協議会は、下関市、美祢市及び長門市（以下「3 市」という。）がこれを設ける。

（協議会が管理及び執行をする事務）

第 4 条 協議会は、3 市における災害通報の受信、出動指令、通信統制、情報伝達等の事務（以下「担当事務」という。）を管理し、及び執行する。

（協議会の事務所）

第 5 条 協議会の事務所は、下関市消防局（下関市岬之町 17 番 1 号）内に置く。

（協議会の組織）

第 6 条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第 7 条 会長は下関市消防長の職にある者をもって充て、副会長は美祢市消防長及

び長門市消防長の職にある者をもって充てる。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(委員)

第8条 委員は、3市の消防職員のうちから、3市の消防長が協議により定めた職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(職員)

第9条 担任事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の3市間の配分については、3市の消防長が協議によりこれを定める。

2 会長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれの市の消防職員で、3市の消防長が選定したものの中から選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(事務処理のための組織)

第10条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、担任事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第11条 会議は、担任事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第12条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会長は、委員の半数以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議の開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項をあらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第13条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議の議事は、委員のうち出席した者の過半数で決し、可否同数の場合は、議

長の決するところによる。

- 4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(担任事務の管理及び執行の方法等)

第14条 協議会がその担任事務をそれぞれの市の長又はそれぞれの市の消防長の名において管理し、又は執行する場合においては、協議会は、当該担任事務に関する下関市の条例、規則その他の規程（以下「下関市条例等」という。）を3市の当該担任事務に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該担任事務をその定めるところにより管理し、又は執行するものとする。

- 2 下関市は、下関市条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ美祢市及び長門市と協議しなければならない。

- 3 下関市長は、下関市条例等が制定され、又は改廃された場合においては、速やかにその旨を美祢市長、長門市長及び会長に通知するものとする。

(施設の構築経費)

第15条 担任事務の用に供する消防通信指令施設の構築に要する経費は、財産区分、受益の程度等を勘案し、事前に協議して定めた方法及び額により3市が負担する。

(経費の負担)

第16条 担任事務の管理及び執行に要する費用は、3市が負担する。

- 2 前項の規定により3市が負担すべき額は、別に定める負担割合によるものとする。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第17条 担任事務の用に供する財産に関しては、3市が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理（以下「財産管理」という。）は、協議会がこれを行う。

- 2 協議会は、前項の規定により財産管理を行う場合においては、当該財産を所有する市の財産の管理に関する条例、規則その他の規程（以下「財産関係条例等」という。）の定めるところに準じて行うものとする。

- 3 3市の長は、財産関係条例等が制定され、又は改廃された場合においては、速やかにその旨を会長に通知しなければならない。

(その他の財務に関する事項)

第 18 条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

（協議会解散の場合の措置）

第 19 条 協議会が解散した場合における担任事務の承継については、3 市が協議して定める。

（協議会の規程）

第 20 条 協議会は、この規約に定めるもののほか、担任事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な事項に係る規程を定めることができる。

附 則

この規約は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、下関市、美祢市及び長門市の協議が整った日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規約による改正後の山口西部消防通信指令事務協議会規約（以下「新規約」という。）の規定に基づく事務の管理及び執行のために行う、消防通信指令施設の構築に要する経費の負担並びに財産の取得、管理及び処分については、この規約の施行前においても、新規約第 15 条から第 17 条までの規定の例により行うことができる。